

第1章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 第1章 総則 第1節 計画作成の趣旨 昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずるおそれのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の6県170市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。 さらに、平成14年4月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の6県167市町村から8都県、263市町村（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に大幅に拡大された。 一方、本県の地域は、東海地震が発生した場合、概ね県南部で震度5弱、その他の地域は震度4以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかったため、県は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の作成及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。 しかし、近年における都市部や開発地域への人口、産業の集中、建築物の高層化、交通のふくそう、石油類等危険物の集積などの	第1章 総則 第1節 計画策定の趣旨 中央防災会議 防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書が、平成29年9月に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」として取りまとめられた。 この報告書を踏まえ、政府は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行い、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向けて、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定としている。 その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、その運用開始（平成29年11月1日）に伴い、今後、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わないこととしている。 茨城県は、地域防災計画の付編「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」の内容については、政府が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応に関する

第1章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
状況からみて、震度5弱程度であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。 このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、下妻市地域防災計画（地震災害対策計画編）の付編として「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」を作成した。	計画等を整理した際に、必要な修正を行うとしている。 このため市は、県による修正がなされるまでの間については、気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に基づく対応のため本計画を作成する。 この際、内閣府が平成31年3月に発表した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」の内容を参考にする。 なお、これまでの「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」については、資料編に保持する。
第2節 計画作成の基本方針 1 基本的な考え方 (1) 警戒宣言発令時においても社会生活機能は、極力平常どおり維持することとし、警戒宣言発令から東海地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に講ずべき次の対応措置を定めるものとする。 1) 警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置を講じるものとする。 2) 地震による被害の未然防止または軽減を図るための事前措置を講じるものとする。 なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置を講じるものとする。	第2節 南海トラフ地震の被害想定 本被害想定は、内閣府が平成24年8月に公表した被害想定を最新のデータに基づき再計算し、令和元年6月に公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定について」をもとにしている。 第1 震度想定 静岡県から宮崎県に至る太平洋に面した南岸地域で震度7となる地域が多数発生するとともに、東海、近畿南部、四国、九州南西部など広範な地域で震度6以上となると想定されている。 茨城県は、県南部で震度3～5弱で、県北部では震度3～4が想定されている。 下妻市は、震度4～5弱が想定されている。

改 訂 前	改 訂 後
(2) 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、鉄道、バス等区別を要するものについては、別途の措置を講じるものとする。 (3) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるとされていることから対策の優先度を配慮するものとする。 (4) 地震発生後の災害応急対策は、下妻市地域防災計画（地震災害対策計画編）により対処するものとする。 2 前提条件 (1) 予想震度 東海地震が発生した場合、本市は震度 5 弱程度とする。 ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。	第2 津波想定 関東から九州に至る太平洋に面した南岸地域の大部分で 5 m 以上、その内かなりの地域で 10 m 以上となり、所によっては 20 m を超えるところも想定されている。 茨城県の海岸地域は、大部分の地域で 2 ～ 5 m と想定されている。 第3 人的被害想定 全国の死者数の合計は、約 231,000 人（冬の深夜に発生、東海地方が大きく被災するケースのうち地震動陸側ケースの場合）となっている。 第4 建物被害想定 全国の揺れ、液状化、津波等により全壊したもの及び火災により焼失した建物被害棟数の合計は、約 2,084,000 棟（冬の夕に発生、東海地方が大きく被災するケースのうち地震動陸側ケースの場合）となっている。 第5 経済的な被害 被災地での資産等の被害は 171.6 兆円、全国の経済活動への影響として生産・サービス低下に起因するものと、道路、鉄道の寸断に起因するものとして 42.1 兆円など、経済的な被害が想定されている。（地震動陸側ケースの場合）

改 訂 前	改 訂 後
	第3節 南海トラフ地震に関連する情報 第1 情報の種類 気象庁は、南海トラフ地震に関連する情報として、「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表する。このうち「南海トラフ地震臨時情報」は以下の条件によりキーワードを付記して発表する。 【南海トラフ地震臨時情報（調査中）】 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1箇所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源領域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）】

第1章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）】 ・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合 【南海トラフ地震臨時情報（調査終了）】 （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 第2 発表の流れ 南海トラフ地震関連情報については、関連する異常な現象が発生してから、検討した結果が随時に発表される。（下図参照）

改訂前	改訂後
	時間の経過 異常な現象が発生 南海トラフ地震に関する情報(臨時)第 1 号 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会において、発生した異常な現象について評価 南海トラフ地震に関する情報(臨時)第 2 号 南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性について調査中 または、可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合に発表 南海トラフ地震に関する情報(臨時)続報 発生した現象及び評価結果を発表 南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合には、その旨をお知らせし、情報の発表を終了 ※本情報以外に、状況に応じて、地震速報、津波警報等を発表

第2章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
第2章 防災責任者が実施する事務または業務の大綱 〔警戒宣言時（「東海地震情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定時を含む。）の対応措置に関するものとする。〕 1 市 (1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。 (2) 災害応急対策実施の準備に関すること。 (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。 (4) 道路の保全または交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。 (5) 避難の勧告・指示に関すること。 (6) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止または退去命令に関すること。 (7) 要応急保護者の保護に関すること。 (8) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。 (9) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。 2 県	第2章 対応方針 第1節 基本的な考え方 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の地震発生の可能性は、平常時より高まったと評価できることがあるものの、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、 「地震発生の可能性」と「防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響」のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要である。 このため市は、市民に対して必要な情報提供を行う等により、被害を最小限にするとともに、社会的な混乱が発生しないように努める。

第2章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
(1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。 (2) 災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の準備に関すること。 (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。 (4) 交通規制及び社会秩序の維持に関すること。 (5) 県所管に係る災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。 (6) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。 3 指定地方行政機関 第1章 総則 第4節「各機関の業務の大綱」を準用する。 4 自衛隊 第1章 総則 第4節「各機関の業務の大綱」を準用する。 5 指定公共機関 第1章 総則 第4節「各機関の業務の大綱」を準用する。 6 指定地方公共機関	

第2章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
第1章 総則 第4節「各機関の業務の大綱」を準用する。 7 住民等 (1) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者 1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関する事。 2) 自衛防災体制の確立に関する事。 3) 災害発生 of 予防措置に関する事。 4) 電話・自家用自動車使用 of 自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止 of 協力に関する事。 5) 市が実施する地震防災応急対策 of 協力に関する事。 6) 避難に関する事。 (2) 居住者等（居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体） 1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関する事。 2) 火気使用 of 自主的制限等による出火防止措置に関する事。 3) 初期消火 of 準備に関する事。 4) 電話・自家用自動車使用 of 自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止 of 協力に関する事。 5) 家庭 of 危険発生予想箇所の点検、応急修理に関する事。 6) 隣保共助による地域防災への協力に関する事。	

第2章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
7) 社会秩序維持の協力に関すること。 8) 避難に関すること。	
	第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時等の対応 第1 南海トラフ地震発生時 南海トラフ地震臨時情報が発表される前提となる地震が発生した場合は、必要な体制をとり対応を開始する。市内が被災した場合には、「地震災害対策計画編」に基づき対応する。 市内に被害が確認されない場合においても、必要により防災関係課による連絡配備に移行し、主として以下の項目について情報収集等に努める。 ①被災地の被災状況から市民に影響を及ぼす事項 ②災害協定締結市区の被災状況 ③被災地等への応援要請に関する情報 ④南海トラフ地震臨時情報の発表に関する事項 ⑤国・県及び防災関係機関の状況 ⑥市民からの問い合わせに関する事項 第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時 必要により防災関係課による連絡配備体制に移行し、以下の項目について情報収集等に努める。

改 訂 前	改 訂 後
	①南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容に関する事項 ②国・県及び防災関係機関の状況 ③市民からの問い合わせに関する事項 第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時 必要により警戒体制または非常体制に移行し、以下の項目について対応する。 1 情報収集 ①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容に関する事項 ②国・県及び防災関係機関の状況 ③広域応援に関する事項 ④市内等の混乱状況 2 市民等への広報 必要により市民に対して防災行政無線、市公式ホームページ、メール配信サービス、Twitter、LINE 等により注意報の内容や、防災確認、混乱防止について広報する。 第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時 必要により警戒体制または非常体制に移行し、以下の項目について対応する。

第2章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
	1 情報収集 ①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容に関する事項 ②国・県及び防災関係機関の状況 ③広域応援に関する事項 ④市内等の混乱状況 2 市民等への広報 必要により市民に対して防災行政無線、市公式ホームページ、メール配信サービス、Twitter、LINE 等により注意報の内容や、防災確認、混乱防止について広報する。 3 その他 ・市民からの問い合わせに関する事項 ・広域支援の検討 第5 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時 1 必要により市民に対して防災行政無線、市公式ホームページ、メール配信サービス、Twitter、LINE 等により調査終了について広報する。 2 継続的に実施すべき関連業務等の終了等により対応体制を

第2章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改訂前	改訂後
	解除する。

改 訂 前	改 訂 後
第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 第1節 東海地震注意情報等の伝達 1 伝達系統  <pre> graph LR A[気象庁] --> B[水戸地方気象台] B --> C[県(消防防災課)] C --> D[下妻市] </pre> 2 伝達事項 (1) 東海地震予知情報 (2) 東海地震注意情報 (3) 東海地震に関連する調査（臨時）	
第2節 警戒体制への準備 市は、東海地震注意情報を受けたとき、または了知したときは警戒宣言の発令に備えて速やかに対応できるよう措置するものとする。主な事項は次のとおりである。 (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達の準備 (2) 災害対策本部設置の準備 (3) 社会的混乱防止のための広報 (4) その他必要な措置の準備	
第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について	

改訂前	改訂後
1 東海地震に係る情報発表の流れ 2 東海地震に関する情報 東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」でお知らせする。 なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。	

改 訂 前		改 訂 後														
東海地震に関する情報の種類																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報名</th><th>発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">東海地震予知情報 [カラーレベル赤]</td><td>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合</td></tr> <tr> <td colspan="2">東海地震注意情報 [カラーレベル黄]</td><td>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合</td></tr> <tr> <td rowspan="2">東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル青]</td><td>臨時</td><td>観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合</td></tr> <tr> <td>定例</td><td>毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合</td></tr> </tbody> </table>		情報名		発表基準	東海地震予知情報 [カラーレベル赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合	東海地震注意情報 [カラーレベル黄]		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合	東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合	
情報名		発表基準														
東海地震予知情報 [カラーレベル赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合														
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合														
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合														
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合														
各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。																
3 警戒宣言 警戒宣言は、警戒宣言、警戒態勢を執るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知に関する情報と、地震予知情報の内容を組み合わせたものに内閣府が作成して関係機関に通知されるものである。次に警戒宣言の例文を示す。																
訓練 東海地震の地震災害警戒宣言 大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関																

第3章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
する警戒宣言を發します。 本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。 この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6以上、その隣接地域では震度5程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。 強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。 強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。 なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。 平成 年 月 日 内閣総理大臣	

改訂前	改訂後
第 4 章 警戒宣言発令時の対応措置 警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。 第 1 節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達 1 伝達系統 次の系統図による。(水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。) (1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統 (2) 東海地震予知情報伝達系統	

改訂前	改訂後				
Flowchart illustrating the disaster response procedure before the revision. The process starts with the Ministry of the Interior (内閣府) and the National Police Agency (警察庁), which coordinate with the Prefectural Office (県庁) and the Prefectural Police (県警察本部). The Prefectural Office then communicates with the designated local administrative organs (指定地方行政機関) through various channels, including the Prefectural Disaster Management Center (県防災・危機管理課), the Prefectural Police (県警察本部), and the Prefectural Disaster Management Center (県防災・危機管理課). The designated local administrative organs then disseminate information to the public through various media and channels.					
2 伝達事項 (1) 警戒宣言 (2) 東海地震予知情報 (3) 警戒解除宣言 (4) その他必要と認める事項					
3 住民等に対する警戒宣言の周知 (1) 市は、警戒宣言の発令を了知した場合は地震防災信号、防災行政無線、有線放送、県防災ヘリコプター、広報車等によるほか、市内組織、自主防災組織等を通じて住民等へ周知するものとする。 (2) 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則第4条） <table><tr><th>警 鐘</th><th>サイレン</th></tr><tr><td>(5点) </td><td>(約45秒) (約15秒)</td></tr></table>	警 鐘	サイレン	(5点) 	(約45秒) (約15秒)	
警 鐘	サイレン				
(5点) 	(約45秒) (約15秒)				

改 訂 前	改 訂 後
備考 1 警鐘またはサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	
第2節 警戒体制の確立 警戒宣言が発令された場合は、市は、直ちに災害対策本部等を設置して、社会的混乱の未然防止を図るなど地震防災応急対策を実施するものとする。 その活動体制については、地域の実状に即した効果的な対策が実施できるよう確立するものとする。 市は、警戒宣言の発令を了知した場合は、県の活動体制に準じた体制として、直ちに市災害対策本部を設置する。	
第3節 地震防災応急対策の実施 警戒宣言が発令されたときから東海地震が発生するまで、または発生するおそれがないまでの間において、災害発生の未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るため、市をはじめ一般住民にいたるまでそれぞれの責務を果すとともに、関係機関が相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努めるものとする。	

改 訂 前	改 訂 後
1 広報対策 警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに住民等に対し、地域の実状に即した適切な広報を繰り返し、その周知徹底を図るものとする。 (1) 広報の内容 以下の内容とし、特に重要な事項については、基本的文案をあらかじめ作成しておき、迅速に対応ができるよう配慮するものとする。 1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容 2) 市長から住民への呼びかけ 3) 事業所及び居住者等が緊急にとるべき措置 4) 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況 5) 混乱防止のための措置 6) その他状況に応じて事業所または居住者等に周知すべき事項 (2) 広報の実施方法 市は、防災行政無線、有線放送、広報車等によるほか町内組織、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらない	

改 訂 前	改 訂 後
よう十分配慮するものとする。 2 消防、水防対策 警戒宣言が発令された場合、市は、県及び消防機関等の防災関係機関と連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講じるとともに、地震に起因する河川等の堤防決壊等による浸水に備えて水防活動も併せて実施するものとする。 (1) 消防対策に関する市及び消防機関の措置 市及び消防機関は、消防活動体制を確立するとともに防災関係機関と協力し、地域住民等が実施する地震防災応急対策（警戒宣言等情報の収集・伝達、火気使用の自粛等の出火防止措置、危険物等施設・消防設備等の緊急保守点検・巡視・修理、自衛防災組織の配備等）の徹底が期せられるよう、広報または巡回点検など必要な措置を講ずるものとする。 (2) 水防対策 東海地震が発生した場合、河川、ため池等において、出水時等の悪条件が重なったとき、不測の事態が生ずるおそれもあるため、施設の管理者及び防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合、災害発生未然防止に万全を期するものとする。なお、この場合の水防対策については、市水防計画に基づき実施するものとする。	

改 訂 前	改 訂 後
また、市長は、市水防計画に基づく市の水防責任者として、防災関係機関等と緊密な連携をとり、浸水による災害の未然防止と被害の軽減を図るものとする。 主な措置は次のとおりである。 1) 水防体制の確立 点検・監視 3) 水防資機材の点検・整備 示及び誘導 5) その他必要な措置 2) 重要水防箇所の 点検・監視 4) 避難の勧告・指示及び誘導 3 危険物等施設対策 警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止に必要な措置を講じ、安全確保に万全を期するものとする。 4 公共施設対策 警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、公共施設の管理者は、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずるものとする。 (1) 上水道対策	

改 訂 前	改 訂 後
1) 緊急貯水の実施 下妻市等は、災害時における応急給水に備え、緊急貯水を実施するとともに、住民においても緊急貯水を実施するものとする。（このため、一時的に多量の水道水の確保が必要となるので、緊急貯水に係る措置に関する要領等を定めるなど、その確保方策の内容を明示するものとする。） また、住民の緊急貯水に関する広報についても、必要に応じて明示するものとする。 2) 施設点検及び工事の中止 下妻市等は、二次災害の防止等を図るため、警戒宣言発令後、ただちに塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事の中止の措置をとるものとする。（このため、その措置に関する要領を定めるなど、具体的な実施内容について明示すること。） (2) 下水道対策 1) 業務の方針 警戒宣言が発令された場合においても、利用者への影響が軽減されるよう適切に対処するとともに、地震による災害発生の未然防止に努めるものとする。 2) 人員・資機材の点検確保 ①人員の確保と配備 勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒体制を確保す	

第4章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
る。 ②資機材の点検確保 応急措置用資機材の点検整備を行う。 3) 施設の保安措置 東海地震予知情報に基づき、次に掲げる保安措置を講じる。 ①特別巡視及び特別点検等 下水道施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。 ②工事中の施設についての対策 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。 4) 危険物等に対する保安措置 ①石油類等危険物の取扱い装置については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉めるとともに、火気厳禁の指令及び付近住民を近づけないようにする。 ②塩素ガス等 ア 緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量を確認する。 イ 塩素室の各扉を閉鎖し、外部への漏洩防止策を講じる。 ウ 状況に応じ塩素ガスボンベの元バルブ閉鎖を行う。 ③消火ガス ア 消火槽各槽及びガスタンクの安全装置を点検する。 イ 状況に応じ消火槽各槽及びガスタンクの元バルブ閉鎖を	

改 訂 前	改 訂 後
行う。 ④化学薬品等取扱い施設 ア 転倒、落下、流出拡散防止等の措置を講じる。 イ 引火または混合混しよく等による出火防止措置を講じる。 5 教育、医療、社会福祉施設対策 (1) 教育 1) 学校 学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、児童生徒等の生命の安全確保並びに施設の安全管理に万全を期するものとする。 ①警戒宣言の内容の周知徹底 ア 市長は、市教育委員会を通じて、管内に所在する学校の長に対して、警戒宣言、東海地震予知情報及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。 イ 校長等は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、市（災害対策本部等）及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を教職員に周知させるものとする。 ウ 教職員は、児童生徒等に警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を知らせ、適切な指示をする。なお、この際、児童生徒等に不安・動揺を与えないよう配慮する。 ②児童生徒等の安全確保	

第4章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
ア 授業の中止等 - 警戒宣言が発令されたときは、授業または学校行事を直ちに打ち切る。 - 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。 - 校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡をとり、原則として、直ちに帰校、帰宅または待機の措置をとる。 イ 児童生徒等の保護及び安全な下校 校長等は、教職員に、児童生徒等の安全な場所への避難並びに名簿による氏名及び人数の確認を行わせた上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させるものとする。 - 幼稚園 緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。 - 小中学校 あらかじめ学校が実状に応じて定めた方法により帰宅させる。なお、心身に障がいのある児童生徒等については、緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。 - その他 小学校及び幼稚園の児童生徒等で保護者が留守等の者は、学校で一時保護し、直接保護者に引き渡す。 ウ 登下校中または在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置 - 登下校中の場合は、直ちに帰宅し、自宅での安否を確	

改 訂 前	改 訂 後
認し、家族と行動を共にする。 ・在宅中の場合は、家族と行動を共にする。 エ 特別支援学校 - a スクールバスで通学している児童生徒等 緊急連絡網等により、引き渡しの時刻及び場所を連絡し、直接保護者に引き渡す。 - b スクールバス以外で通学している児童生徒等 緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。 - c 寄宿舎に入舎している児童生徒等 寄宿舎に帰し、寄宿舎内で保護し、緊急連絡網等により連絡し、状況に応じて直接保護者に引き渡す。 ③学校施設の安全管理 ア 出火防止 二次災害を防止するため、電気及びガスの設備並びに火気使用場所や器具等の点検及び巡視を行う。 イ 消火器具及び設備の点検 防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。 ウ 倒壊及び落下防止 ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育器具等を点検し、倒壊及び落下を防止する。 エ 非常時搬出物品の確認と準備	

第4章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。 オ 薬品の管理 火災及び有毒ガスの発生等のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。 ④教職員の確保 校長等は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保するものとする。 ⑤学校のとるべき事前措置 学校は、上記対策を適切に実施するために、あらかじめ次の措置を講じる。 ア 校長等は、この対策の実施方法等について、実状に応じて具体的に定める。 イ 校長等は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに教職員の役割等について具体的に周知する。 ウ 教職員は、児童生徒等に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに児童生徒等の行動等について、具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。 エ 校長等は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特に次のことについて協力を得る。	

第4章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
・警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置 ・児童生徒等の登下校の具体的方法 ・緊急連絡網の整備 2) 学校以外の教育機関 学校以外の教育機関については、1)の学校に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期するものとする。 (2) 医療機関 警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講じるものとする。 1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととする が、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。 2) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。 3) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。 4) 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。 5) 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。 (3) 社会福祉施設 1) 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。 2) 情報の収集・伝達	

改 訂 前	改 訂 後
施設長等施設職員は、入所者の保護者等や消防署、警察署、市災害対策本部等に連絡をとり、正確な情報の収集及び伝達を行う。特に通園施設（中でも保育所）においては、警戒宣言が保育時間中に発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておく必要がある。 3) 消火活動の準備 危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置を行う。 4) 救護活動の準備 救急医薬品の確保、緊急救護所の設置を行う。 5) 応急物資の確保 食料・飲料水等の確保を行う。 6) 安全指導 ①設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要な動揺を与えないようにする。 ②施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難所に避難させる。 ③入所者の保護者への引き継ぎは、原則として保護者が直接施設または避難所へ引取りに来た場合にのみ行う。 6 生活物資対策 警戒宣言が発令された場合、市は関係機関・事業者・団体	

改 訂 前	改 訂 後
及び住民の協力を得て、日常生活物資の著しい不足、価格の異常高騰等による経済生活混乱の未然防止に努めるものとする。	
第4節 住民等がとるべき措置 警戒宣言が発令された場合、住民等は、東海地震に係る災害発生の未然防止または被害の軽減を図るため、自らまたは協力して必要な措置をとるとともに、市長等が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。 1 家庭 (1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また市役所や消防署、警察署などからの情報に注意すること。 (2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。 (3) いざというときの身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。 (4) 火気の使用は自粛すること。 (5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。 (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。	

改 訂 前	改 訂 後
(7) 身軽で安全な服装になること。 (8) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。 (9) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難所や避難路等を確認すること。 (10) 自主防災組織は配置につくこと。 (11) 不要不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。 2 職場 (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの措置をとること。 (2) いざというときの身を置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。 (3) 火気の使用は自粛すること。 (4) 消防計画、予防規程などに基つき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。 (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。 (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。 (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。 (8) 不特定かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。	

第4章

下妻市地域防災計画 付編 南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
(9) 正確な情報の把握に努めること。 (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。 (11) 自家用自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。 また、危険物車両等の運行は自粛すること。	